

9.8 陸上動物に係る環境影響評価の結果の概要（その2）

計画検討に当たり講じた環境保全配慮・環境保全措置	予測結果	評価結果	環境保全措置	事後調査及び環境監視
<p><b>工事の実施</b></p> <p>環境保全配慮                      ・資機材運搬車両等の運行経路の往路、復路を別経路とし、重要な種の生息が多数確認された水岳、カタフタ山、タキ山などに近接するルートは避ける。</p>	<p>○資材及び機械の運搬に用いる車両の運行                      事業の計画検討に当たって講じた環境保全配慮により、資機材運搬車両等の運行ルートは重要な鳥類の繁殖確認地点から1km以上離れており、距離減衰を考慮すると、資機材運搬車両等の運行による生息環境の変化はなく、重要な鳥類の生息状況に変化はないものと予測される。</p>	<p>○資材及び機械の運搬に用いる車両の運行                      資機材運搬車両等の運行ルートは重要な鳥類の繁殖確認地点から1km以上離れており、距離減衰を考慮すると、資機材運搬車両等の運行が、重要な鳥類の生息状況に及ぼす環境影響は回避されている。                      ◎国又は地方公共団体による環境保全の基準又は目標との整合性に係る評価                      沖縄県環境基本計画の中の「事業別環境配慮指針」として「飛行場の設置又は変更の事業」において、「その他、当該事業の実施に当たり、周辺環境への影響について把握し、環境への影響を最小限にとどめるよう十分配慮する」と記載されており、これを環境保全の基準又は目標とする。                      事業の計画検討に当たり講じた環境保全配慮及び重要な種の移動などの環境保全措置を講ずること等により、重要な種の生息状況に及ぼす影響は、最小限にとどめるよう十分配慮されていると考えられることから、環境保全の基準又は目標との整合性は図られているものと評価した。</p>	<p>○資材及び機械の運搬に用いる車両の運行                      事業の計画検討に当たり講じた環境保全配慮を予測の前提として検討した結果、環境影響の程度は極めて小さく、環境保全措置を講ずる必要はないものと判断した。</p>	<p>○資材及び機械の運搬に用いる車両の運行                      環境保全措置を講じないことから事後調査の必要はないと判断した。</p>
<p><b>土地又は工作物の存在及び供用</b></p> <p>環境保全配慮                      ・航空障害灯の設置工事に当たっては人力作業を基本とする。</p>	<p>○飛行場の存在                      ●植生環境の変化                      ・飛行場の存在時は現況と比較して、主に耕地、牧草地、二次林であるオオバギューゲッキン群落は減少し、人工草地及び舗装面が増加すると予測される。                      ・海域を主に利用する鳥類や、海浜部を主に利用する甲殻類などは、植生変化による生息環境の変化はないものと予測される。                      ・山地林を主に利用する種について、航空障害灯を設置する水岳、カタフタ山、タキ山東では、事業の計画検討に当たり講じた環境保全配慮として、航空障害灯の設置工事に当たっては人力作業を基本とし、航空障害灯の設置面積はわずかであることから、生息環境の変化は極めて小さいものと予測される。                      ・洞窟に生息する種については、消滅する洞窟があるため、生息環境は減少するものの、改変されない洞窟にも同じ種が生息していることから、個体群は維持されるものと予測される。                      ・二次林を主に利用する種には、事業実施区域内の二次林が人工草地や舗装面に変わることにより、生息場所が減少することとなるが、周辺に二次林は広く残されており、いずれの種についても減少面積、減少率はごく僅かであることから、植生環境の変化による生息環境の変化は極めて小さいものと予測される。</p> <p>●移動阻害                      ・オオナキオカヤドカリ、コムラサキオカヤドカリについては海浜部のみで確認しており、事業実施区域内や、それより陸側では確認していない。                      ・内陸部でも確認されたオカヤドカリ、ムラサキオカヤドカリ、ナキオカヤドカリ、ヤシガニについては繁殖期の海浜部への移動の際に影響が生じる可能性もあるが、直立した擁壁などの構造物が海浜部に設置されることはなく、海浜部のモクマオウ植生及び海浜植生は現状のまま残され、海岸線近くまで張り出した植生が保たれることから、空港を迂回して海浜部へ降りていくことは可能であると考えられる。                      ・内陸部に生息する個体は、空港の存在が移動経路を阻害することになるが、現状の分布は、事業実施区域の北側に多く、これらの個体は現状においては空港北側の樹林地や小河川を移動経路として利用していると考えられる。空港北側には小型コウモリ類の移動を考慮した緑地が創出されることからヤシガニ、オカヤドカリ類の分布と移動能力からみてこれらの緑地は十分に移動経路として利用可能であると判断できる。また、空港西側及び北側に創出する緑地は、ヤシガニやオカヤドカリ類が移動経路として利用できるよう、緑化を自然の状態で行い構造物等の障害物を配置しないよう配慮する。                      以上のことから、移動阻害のおそれはほとんどないものと考えられる。</p>	<p>土地又は工作物の存在及び供用に当たっては、重要な種の生息状況に及ぼす環境影響は、以下に示すとおり、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、環境の保全についての配慮が適正になされていると評価した。</p> <p>○飛行場の存在                      ●植生環境の変化                      植生環境の変化による影響は、海域を主に利用する鳥類、海浜部を主に利用する甲殻類についてはいずれの種についても生息環境の減少面積、減少率はごく僅かであること、及び山地林を主に利用する種については、環境保全配慮を講ずることによりいずれの種についても生息環境の減少面積、減少率はごく僅かであることから、重要な種の生息状況に及ぼす環境影響の程度は低減されている。                      洞窟に生息する種については、消滅する洞窟があるため、生息環境は減少するものの、改変の影響を受けない洞窟にも同じ種が生息していることから、個体群維持に及ぼす環境影響の程度は極めて小さく、重要な種の生息状況に及ぼす環境影響の程度は低減されている。                      二次林を主に利用する種については、事業実施区域内の二次林が人工草地や舗装面に変わることにより、生息環境が減少することとなるが、周辺に二次林は広く残されており、いずれの種についても減少面積、減少率はごく僅かであることから、植生環境の変化が生息状況に及ぼす環境影響の程度は極めて小さく、生息状況に及ぼす環境影響の程度は低減されている。</p> <p>●移動阻害                      直立した擁壁などの構造物が海浜部に設置されることはなく、海浜部のモクマオウ植生及び海浜植生は現状のまま残され、海岸線近くまで張り出した植生が保たれることから、海浜部へ降りていくことは可能であると考えられること、空港西側及び北側に創出する緑地は移動経路として利用できること、重要な種の生息状況に及ぼす環境影響の程度は極めて小さく、生息状況に及ぼす環境影響の程度は低減されている。                      なお、ボックスカルバートについては、ヤシガニやオカヤドカリ類の利用が期待できることから、移動経路としてより利用しやすい形状となるよう配慮する。</p>	<p>○飛行場の存在                      ●植生環境の変化                      事業の計画検討に当たり講じた環境保全配慮を予測の前提として検討した結果、環境影響の程度は極めて小さく、環境保全措置を講ずる必要はないものと判断した。</p> <p>●移動阻害                      環境保全措置を講じないことから事後調査の必要はないと判断した。</p> <p>以下の環境監視を実施する。                      ○調査項目                      ・ボックスカルバート内、ボックスカルバートの上流部及び下流部、空港西側及び北側に創出する緑地のオカヤドカリ類及びヤシガニの利用状況                      ○調査地点                      ・ボックスカルバート内、ボックスカルバートの上流部及び下流部、空港西側及び北側に創出する緑地                      ○調査時期等                      ・施設の供用後3～5年程度                      ・年1回程度（繁殖期）                      ○調査方法                      ・ボックスカルバート周辺及び空港西側及び北側に創出する緑地に出現する個体及びボックスカルバートに出入りする個体の目視観察により利用状況を記録</p>	<p>○飛行場の存在                      ●植生環境の変化                      環境保全措置を講じないことから事後調査の必要はないと判断した。</p> <p>●移動阻害                      環境保全措置を講じないことから事後調査の必要はないと判断した。</p>